

社会医療法人社団 昭愛会 水野介護老人保健施設運営規程

本運営規程は、社会医療法人社団 昭愛会が開設する水野介護老人保健施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 1 条 当水野介護老人保健施設（以下「当施設」という）は、介護保険法により指定され、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条
- 1 当施設の従業者は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
 - 2 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、利用者が統合的なサービスの提供が受けられるように努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 当施設は、介護保険サービスを提供するにあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称	社会医療法人社団 昭愛会 水野介護老人保健施設
2 開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日
3 所在地	東京都足立区西新井 6 丁目 24 番 13 号
4 電話	03 (3898) 0022
FAX	03 (3898) 5001

- 5 管理者 理事長 鈴木茂夫
6 介護保険指定番号 1352180010

(従業者の職種・員数)

第 4 条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりとする

- 1 管理者 1名
管理者は、当介護老人保健施設を統括するものである。
- 2 医師 2.2名以上
医師は、利用者に対し日常的な医学的対応を行います。また、緊急必要時には協力病院である水野記念病院が診療にあたります。
- 3 看護職員 21名以上
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行います。
- 4 介護職員 52名以上
介護職員は、介護についての専門的知識・技術を持って利用者の施設サービス計画に基づく介護を行います。
- 5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2.2名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- 6 薬剤師 1名
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- 7 管理栄養士 1名
管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理・栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- 8 支援相談員 3名以上
支援相談員は、利用者の入所に関する相談の窓口となり、利用者の状況に応じ、医師、看護部門と連携をとりながら業務を行います。又、施設利用費等の経済的な相談や退所後の行先等について、必要があれば区市町村や他のサービス施設などとも連携をとり、利用者の援助活動を行います。
- 9 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

(入所者の定員)

第 5 条 当施設の定員は、218名とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

- 第 6 条
- 1 当施設のサービスは居宅における生活への復帰を目指す利用者、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練、また、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理をします。
 - 2 以下の加算項目を実施します。

- ・初期加算
- ・短期集中リハビリテーション実施加算
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- ・認知症ケア加算
- ・協力医療機関連携加算
- ・外泊時費用
- ・入所前後訪問指導加算
- ・入退所前連携加算
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算
- ・褥瘡マネジメント加算
- ・自立支援促進加算
- ・療養食加算
- ・口腔衛生管理加算
- ・経口維持加算
- ・認知症チームケア推進加算
- ・高齢者施設等感染対策向上加算
- ・ターミナルケア加算
- ・夜勤職員配置加算
- ・訪問看護指示加算
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算
- ・在宅復帰在宅療養支援機能加算
- ・退所時情報提供加算
- ・安全対策体制加算
- ・排泄支援加算
- ・科学的介護推進体制加算
- ・サービス提供体制強化加算
- ・所定疾患施設療養費
- ・経口移行加算
- ・生産性向上推進体制加算
- ・新興感染症等施設療養費
- ・介護職員等処遇改善加算

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 1 当施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、保険給付の自己負担額、利用料の 1 割（2 割、3 割）負担を月額請求する。（円未満に端数が発生した場合は切り捨てとする。）尚、居住費[短期入所療養介護（以下「ショートステイ」という）の場合は滞在費]（光熱水道費相当額）、食費（食材料費、調理費相当額）の金額は、利用者の全額自己負担とする。

当施設では、居住費は、690（1,730）円とする。

○介護保険 入所 利用者一部負担金（円/日） 1 円未満切り捨て

	多床室(基本型) 1 割			従来型個室		
	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割	
要介護 1	865	1,729	2,593	782	1,563	2,345
要介護 2	919	1,838	2,757	832	1,664	2,495
要介護 3	990	1,980	2,970	903	1,805	2,708
要介護 4	1,048	2,095	3,143	963	1,925	2,888
要介護 5	1,103	2,206	3,309	1,016	2,032	3,048

○居住費（滞在費）・食費の負担額（円／日）

		区 分	居 住 費		食 費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0	550	300
村民税非課税者 世帯全員が区市町	老齢福祉年金受給者				
	公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	430	550	390
	利用者負担第2段階以外の方 (公的年金収入等が80万円超120万円以下の方)	利用者負担 第3段階①	430	1370	650
	利用者負担第2段階以外の方 (公的年金収入等が120万円超の方など)	利用者負担 第3段階②	430	1370	1360
上記以外の方		利用者負担 第4段階	690	1730	2200

- 2 利用者が選定する特別な居室については、前項の他に別途追加的費用として次の料金を徴収する。
 - 1 人部屋 1日当り 3,300円（消費税込）
- 3 理美容代 カット・シャンプー 3,500円（消費税込）
- 4 クラブ活動費 参加したクラブ活動に係る費用の実費相当分の料金を徴収する。
- 5 テレビ代 個人として使用するテレビの料金を徴収する。
- 6 私物洗濯 私物の洗濯を業者へ委託する場合に料金を徴収する。
- 7 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い入所者の同意を得る。
- 8 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

（身体の拘束等）

- 第8条 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実

施する。

(虐待の防止等)

第 9 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 10 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 11 条 当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設の利用中は特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 7 条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第 6 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は午前 10 時から午後 8 時までとする。
- ・消灯時間は午後 9 時とする。
- ・外出、外泊は窓口へ申請書を提出のうえ、必ず許可を得ること。
- ・飲酒は施設長の許可を得た方以外は禁止する。
- ・金銭、貴重品の管理は原則として行わない。また、紛失、盗難等の責は負わない。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、消防計画に基づく訓練等の実施及び風水害・地震等の災害に対する計画に基づき非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める
- (5) 火災や地震等の災害が生じた場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

消防訓練 年 2 回、避難訓練 年 2 回

- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第 13 条
- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 14 条
- 1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する、
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第 15 条
- 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 16 条
- 1 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
 - 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第 17 条
- 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人社団昭愛会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 19 条 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務および個人情報の保護)

第 20 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 21 条 1 従業者の質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
採用時研修 採用後 6 ヶ月、継続研修 年 2 回
- 2 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 3 当施設は適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場に於いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については社会医療法人社団 昭愛会 水野介護老人保健施設が定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。